

令和4年第11回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和4年8月31日 午前10時00分	
	場 所	厚岸町役場 2階庁議室	
開 会 日 時		令和4年8月31日 午前10時00分	
閉 会 日 時		令和4年8月31日 午前10時54分	
出 席 委 員		田 辺 正 保	
		濱 秀 利	
		森 脇 直 美	
		成 澤 幸 恵	
欠 席 委 員			
会議録署名 委 員	教 育 長	酒 井 裕 之	
	委 員	成 澤 幸 恵	
会 議 出 席 者	事務局職員	管理課長 指導室長 給食センター所長 生涯学習課長 海事記念館長 情報館長 スポーツ課長 管理課長補佐 管理課総務係主事	田 崎 清 克 廣 瀬 巧 小 池 裕 子 早 川 知 記 千 葉 隆 行 川原田 恵 高 橋 俊 彦 車 塚 洋 佐々木 衣 美
	その他の者		

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第6号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
6	(議 案)	
	議案第35号	議会の議決を得なければならない事件の申出について【原案可決】
	議案第36号	議会の議決を得なければならない事件の申出について【原案可決】
	議案第37号	令和4年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について【原案可決】
	議案第38号	令和5年度に使用する小学校用及び中学校用教科用図書並びに小学校特別支援学級用教科用図書（一般図書）の採択について【原案可決】
	議案第39号	令和4年度全国学力・学習状況調査結果の公表について【原案可決】
7		閉会

令和4年第11回厚岸町教育委員会

令和4年8月31日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和4年第11回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の付議事件のうち、「報告第6号」については、令和4年度全国学力・学習状況調査結果に関する報告のため、会議規則第15条の規定により非公開として進めたいと思いますがよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、そのように決定いたします。

●教育長 日程第2、「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、8月31日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日8月31日の1日間といたします。

(はい。の声)

●教育長 それでは、そのように決定いたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。
 令和4年7月22日に開会した第10回教育委員会の会議録の承認についてありますが、会議録署名委員の森

脇委員、私がそれぞれ署名済みでありますので、これ
をもちまして承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであ
ります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の
規定により、成澤委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、非公開事件であります報告第6号「教育長
の報告すべき事項について」を議題といたします。職
員は、内容の説明をしてください。

●指導室長 【非公開事件のため省略】

●教育長 内容は、令和4年度全国学力・学習状況調査結果概
要、令和3年度標準学力調査結果概要についてであり
ます。

これから質疑を行います。

【非公開事件のため省略】

●教育長 なければ、報告第6号を終わります。

●教育長 日程第6、議案第35号「議会の議決を得なければなら
ない事件の申出について」を議題といたします。職
員は、提案理由と議案内容の説明をして下さい。

●管理課長 ただいま上程いただきました、議案第35号「議会の
議決を得なければならぬ事件の申出について」、そ
の提案理由と内容についてご説明いたします。

議案書、2ページをご覧ください。

この度、町の年末年始の休日の期間を変更するため、

厚岸町の休日を定める条例の一部改正を行うことから、これに伴い、厚岸町スクールバス条例の一部を改正しようとするものです。

本町の年末年始の休日の期間は、12月31日から翌年の1月5日までの日としていますが、国や北海道をはじめ、道内多くの市では、12月29日から翌年の1月3日までの期間としており、道内の町村においても、国や北海道などと同じ期間に合わせる動きが増えております。

国や北海道などと休日期間が異なることで、問い合わせや書類のやり取りなどにも支障が生じることがあり、当該期間を合わせることで業務の円滑化や事務負担の軽減が図られることから、今年度から釧路管内全ての町村において、当該期間を12月29日から1月3日までの日に変更することになり、町においても厚岸町の休日を定める条例の一部改正を行うことに伴い、厚岸町スクールバス条例についても、所要の改正を行うものであります。

それでは、別に配布している議案第35号説明資料「厚岸町スクールバス条例の一部を改正する条例新旧対照表」をご覧願います。

住民利用を定めている第4条の改正となります。

第3項のただし書き中、「規定する休日」の次に、「(以下この項において「祝日法による休日」という。)」を加え、「12月31日から翌年の1月5日までの日」を「12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)」に改めるものです。

恐れ入りますが、議案書2ページにお戻り願います。附則であります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でしたが、ご審議の上、ご承認賜

りますよう、よろしく申し上げます。

- 教育長 内容は、厚岸町スクールバス条例の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第36号「議会の議決を得なければならない事件の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をして下さい。

- スポーツ課 長 ただいま上程いただきました、議案第36号「議会の議決を得なければならない事件の申し出について」、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

内容は、厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例の制定であります。

厚岸町多目的屋内スポーツ施設は、屋内で野球などのスポーツができる施設であることから、雨天時及び冬期間に多くの町民に利用いただくことで、町民の運動不足の解消が図られ、また、町外のスポーツ団体などに幅広く施設の情報を発信し、町民がより高い競技レベルと接することができるよう、スポーツ合宿の誘致を図ることを目的とし、令和3年度に実施設計を行い、本年度建設工事を進めているもので、本年12月9

日までに完成をし、翌年1月1日から多目的屋内スポーツ施設として供用開始できることとなります。このため、本条例を制定し、この多目的屋内スポーツ施設に係る名称及び位置、管理の方法、施設の使用料金等について規定し、令和5年1月から利用していただくこととするものであります。

議案書3ページ、厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例であります。

第1条は「設置」について定めるもので、町民の心身の健全な育成と健康の増進及び生活文化の向上に寄与するため、厚岸町多目的屋内スポーツ施設を設置することとするものであります。

第2条は「名称及び位置」について定めるもので、多目的施設の名称及び位置は、次のとおりとする。名称を厚岸町多目的屋内スポーツ施設、位置を厚岸町宮園3丁目8番地とするものであります。

第3条は「事業」について定めるもので、多目的施設は、第1条の設置目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。

第1号は、多目的施設の施設及び器材の提供に関すること。第2号は、多目的施設を利用して行うスポーツ及びレクリエーションの指導に関すること。第3号は、町民の健康と体力の増進及び生活文化の向上に関すること。第4号は、スポーツ団体の育成に関すること。第5号は、スポーツ及びレクリエーションの指導者の育成に関すること。第6号は、その他生涯スポーツの振興に関することとするものであります。

議案書4ページ、第4条は「職員」について定めるもので、多目的施設に必要な職員を置くことができるとするものであります。

第5条は「使用の許可」について定めるもので、第

1 項では、多目的施設を使用しようとするものは、あらかじめ、厚岸町教育委員会の許可を受けなければならない。第 2 項、教育委員会は、管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付し、又はこれを変更することができるとするものであります。

第 6 条は「使用の制限」について定めるもので、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的施設の使用を許可せず、又は使用させないとして、第 1 号は、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。第 2 号は、多目的施設の建物、附属設備、備品等をき損するおそれがあると認められるとき。第 3 号は、管理運営上支障があると認められるときとするものであります。

第 7 条は「使用許可の取消し等」について定めるもので、第 1 項では、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止若しくは中止させることができるとして、第 1 号は、不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。第 2 号は、使用の目的以外に使用したとき。第 3 号は、第 5 条第 2 項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。第 4 号は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。第 5 号は、管理運営上支障があると認められるとき。

第 2 項では、前項の場合において、第 5 条第 1 項の規定により、使用の許可を受けたものに損害があっても、教育委員会は、その責めを負わないとするものであります。

第 8 条は「転貸等の禁止」について定めるもので、使用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならないとするものであります。

議案書 5 ページにまたがりませんが、第 9 条は「使用

料」について定めるもので、第1項では、使用者は、別表により算定した額の使用料を前納しなければならない。ただし、町長が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、使用後に納付することができる。

第2項では、町長は、公益上必要と認めたときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができるとするものであります。

第10条は「使用料の還付」について定めるもので、既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができるとするものであります。

第11条は「特別の設備等の許可」であります。使用者は、特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならないとするものであります。

第12条は「使用者の責務」について定めるもので、第1項では、使用者は、その使用が終わったときは、直ちにこれを原状に復して返還しなければならない。第7条第1項の規定により、使用の許可を取り消され、又は使用を停止若しくは中止されたときも同様とする。

第2項では、使用者が前項の責務を履行しないときは、教育委員会が代わってこれを行い、その費用は、使用者の負担とするとするものであります。

第13条は「損害賠償」について定めるもので、使用者は、建物等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならないとするものであります。

第14条は、委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるところであります。

次に、別表「施設使用料」であります。6ページに

またがります、

上段の時間区分を9時から21時までの各2時間の時間帯とし、使用区分ごとに使用料を規定したものであります。

「個人使用」欄中、小学生・中学生は、時間区分9時から17時の時間帯の各2時間当たり「20円」、時間区分17時から21時の時間帯の各2時間当たり「30円」、6箇月使用できる使用券は「330円」。6ページをお開きいただき、高校生は、時間区分9時から17時の時間帯の各2時間当たり「30円」、時間区分17時から21時の時間帯の各2時間当たり「50円」、6箇月使用できる使用券は「550円」。一般は、時間区分9時から17時の時間帯の各2時間当たり「50円」、時間区分17時から21時の時間帯の各2時間当たり「70円」、6箇月使用できる使用券は「770円」。

団体使用は、時間区分9時から17時の時間帯の各2時間当たり「1,100円」、時間区分17時から21時の時間帯の各2時間当たり「1,650円」とするものであります。

摘要欄ですが、第1号は、使用時間が各時間区分に満たない場合であっても、当該時間使用をしたものとみなす。第2号は、2以上の時間区分にわたって使用する場合は、それぞれの区分により定めた使用料の合計の額をもって施設使用料とする。第3号は、毎年11月1日から翌年4月30日までの期間の団体使用については、暖房使用料として暖房設備の使用の有無にかかわらず、当該使用料の50パーセントに相当する額を、施設使用料に加算するものとする。第4号は、町内の団体若しくは個人が入場料、観覧料その他これらに類する料金を徴収して開催する興行的行事又は収益を目的として使用する場合は、本表に定める団体使用の額の2倍（町外の団体又は個人が入場料、観覧料その他

これらに類する料金を徴収して開催する興行的行事又は収益を目的として使用する場合は4倍)の額をもって施設使用料とする規定であります。

議案書5ページにお戻りください。

附則であります。

この条例は、令和5年1月1日から施行するものであります。

以上、大変簡単な説明であります。提案理由の内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は、厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例の制定についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員 確認したいことが1点あるのですが、団体使用料というのは施設の貸し切りと捉えてよろしいのでしょうか。

●スポーツ課長 そのとおりです。施設全面を貸し切った料金となります。

●濱委員 時間ごとに施設の利用料金が決まっているのですが、管理人は配置するのでしょうか。

●スポーツ課長 今回上程させていただいた条例案では、職員を置くことができるという規定を設けておりますが、現時点では、管理人は配置しないと考えております。受付については、B & G海洋センターの事務所において行い、ここで使用料を支払ってもらうことを想定しております。

これは、勤労者体育センターでも行っている方法で、利用者は受付してから勤労者体育センターに行ってもらおうというもので、この方法に皆さん馴染んでいるものですから、今回の多目的屋内スポーツ施設においても、勤労者体育センター同様、利用者は海洋センターで受付していただき、管理人は置かないという方向で考えております。

●濱委員 例えば、使用時間の設定があるのですが、使用時間が終了した時には職員が利用者に伝えに行くなどするのでしょうか。

●スポーツ課長 施設内に時計が設置されますので、利用者が各自判断することとなりますが、それを超過して使用している場合は、我々が常時事務所におりますので、終了の声かけは必要と考えております。

●田辺委員 時間帯区分によって、料金が決まっていますが、例えば、9時から11時ですとか、11時から13時ですとか。この時間をまたいで、例えば、10時30分から11時30分、12時というように時間帯区分をまたいで使用した場合、両方の時間帯区分が合算されるということで捉えてよろしいのでしょうか。

●スポーツ課長 委員、おっしゃるとおり、利用者からは両方の時間帯の料金をいただくこととなります。

●教育長 団体と個人の区別について説明願います。

●スポーツ課長 例えば、一人で貸し切っても、団体料金になります。施設内の運動スペースに誰も入れないということが団

体料金となるということで考えていただければと思います。

- 濱委員 つまり、貸し切り料金ということですよ。

- スポーツ課長 そのとおりです。1人でも、100人でも、貸し切りで利用した場合、その時間帯は他の個人、団体が使用できないということですので、団体料金となります。

- 森脇委員 団体で利用しようとする場合、先に予約をしておくということですか。

- スポーツ課長 それらの点については、規則で定めることになるのですが、原則、前の月の25日までに申請の手続きをしてもらうこととしております。ただし、その前月の25日を過ぎてから申請できないのかというと、申請はできるのですが、規則上は、25日までと規定しようと思っております。

- 濱委員 貸し切りが長期間にわたった場合、例えば、一週間貸し切ることにも可能なのでしょうか。

- スポーツ課長 私どもが、今、想定しているのは、厚岸の町民が使用する場合と、誘致に力を入れているスポーツ合宿での利用の場合です。
 スポーツ合宿の場合、一週間は滞在して利用してもらいたいと思っておりますので、朝の9時から午後5時までは貸し切りで利用することも想定しております。その間は、町民の皆さんには、ご遠慮いただくことになるかと想定しております。

●教育長 他にありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第37号「令和4年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました、議案第37号「平成4年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について」、その提案理由と内容についてご説明いたします

令和4年度厚岸町一般会計補正予算のうち、教育に関する事務に係る教育費に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、厚岸町長に申し出いたしたく、本案を提出するものであります。

まず初めに、教育費全体の歳入・歳出予算について、ご説明いたします。

議案第37号別紙「平成4年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）事項別明細書」の1ページをご覧ください。

歳出であります。

9款「教育費」、現予算額から7,587千円増の532,179千円を計上しております。

詳細につきましては、各課からご説明いたします。

なお、歳入につきましては、補正予算計上はありませんでした。

それでは、私からは管理課所管部分についてご説明いたしますが、9月補正予算に関しましては、12月補正予算までに予算不足が生じる事業、また、当初予算に未計上で新たに発生した事業のほか、事業が確定し予算の確定をみたものが主な内容であります。

1 ページにお戻りください。歳出であります。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、010 教育委員会事務局、14 千円の増であります。札幌市出張に伴う高速道路及び有料駐車場の使用料の計上です。

続きまして、6 目スクールバス管理費、020 スクールバス運行、568 千円の増であります。スクールバス 4 台分の冬タイヤ購入費及びそれに伴う交換手数料の計上です。

続きまして、2 項小学校費、2 目学校管理費、010 学校管理、102 千円の増であります。作業用トラック 1 台分の冬タイヤ及びそれに伴う交換手数料です。

続きまして、3 項中学校費、1 目学校運営費、030 厚岸中学校、357 千円の増であります。現在行っている厚岸中学校体育館暖房改修工事により、電気暖房から灯油暖房に変更することから、その灯油代を新たに計上したものです。

続きまして、3 目教育振興費、010 中学校教育振興、116 千円の増であります。各種事業確定に伴う計数整理のほか、当初予算に未計上でした中学校体育連盟補助金 226 千円を新たに計上したものです。

続きまして、4 目諸費、001 中学校感染症対策、238 千円の増です。新型コロナウイルス感染症に伴う抗原検査キット、120 セットを購入するものです。

続きまして、7 ページをご覧ください。

6項保健体育費、4目学校給食費、020学校給食センター、3,153千円の増であります。主に調理器具の修繕料として393千円、施設備品の修繕料として1,540千円、施設設備の修繕料として1,067千円の合計3,000千円を計上したものです。いずれも学校給食の提供に支障をきたすものであることから、予算の流用もしながら修理を行っております。

以上が、管理課に関する令和4年度9月補正予算要望の内容となりますが、今後、財政部局との調整や理事者査定により、予算額が変更になる場合があることをご了承願います。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●生涯学習課
長

続きまして、私からは、生涯学習課が所管する事項について、ご説明いたします。

議案第37号別紙「平成4年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）事項別明細書」、3ページをご覧ください。

歳出であります。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額96千円。ページ右側説明欄ですが、事業名社会教育活動、補正額96千円で、女性団体連絡協議会への補助金ですが、例年の補助金に加え今年度北海道女性大会参加の経費について増額するものであります。

4目文化財保護費、補正額769千円。右側説明欄、事業名文化財保護、403千円、修繕料で、史跡国泰寺跡敷地内の水道管からの漏水の修繕165千円。太田屯田兵屋の桁葺屋根の修繕238千円であります。

事業名アッケシソウ試験栽培事業、366千円。本州のアッケシソウ自生地のお山県浅口市への視察に伴う旅

費等の計上で、厚岸町議会厚生文教常任委員会の道外視察に合わせ視察するものであります。

5目博物館運営費、補正額1,061千円。次ページとなります。主に海事記念館の修繕などの計上でありますが、海事記念館正面の左側玄関扉で通常使用していない非常口ですが、春の暴風雨での破損による修繕627千円。経年劣化で腐食した2階ヒーターパネル修繕237千円であります。

6目情報館運営費、589千円。右側説明欄、事業名厚岸情報館、補正額564千円で、需用費は、公用車冬タイヤの購入92千円。修繕料は玄関自動ドアの修繕385千円。1階男子トイレ換気扇修繕61千円などであります。

役務費は、タイヤ交換及び廃タイヤ手数料9千円。展示絵画損害保険料5千円で、原画展を行う際に情報館に展示する原画の保険加入であります。

事業名情報館分館、補正額25千円。備品購入費でFAX電話機の故障に伴う購入で25千円であります。

以上、簡単でありますが生涯学習課に関する補正予算の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

●スポーツ課
長

続きまして、スポーツ課所管に関する補正予算について説明いたします。

事項別明細書の5ページです。

9款教育費、6項保健体育費、2目社会体育費、補正額573千円の増額であります。

6ページの説明欄、事業別で説明いたします。

事業名スポーツ施設、671千円の増は、需用費修繕料646千円は、スポーツトラックの修繕308千円、スケートリンクで使用する散水車の修繕88千円、スケートリ

ンクの散水栓の修繕374千円が主な修繕となります。役務費手数料25千円は、本年12月に完成する多目的屋内スポーツ施設で使用する物置を、上尾幌地区から移設する手数料の計上です。

事業名スポーツ振興、98千円の減は、8ページにまたがりませんが、旅費113千円の減は、B & G北海道大会の担当者会議がオンラインとなったこと、また大会の参加を見送ったことによる減額です。需用費食糧費26千円は、8月10日、11日に開催された野球の大会タンチョウリーグでの運営スタッフの弁当代の計上です。使用料及び賃借料11千円の減は、B & G北海道大会の担当者会議がオンラインとなったこと、また大会の参加を見送ったことによる減額です。

続いて、3目温水プール運営費、事業名温水プール、補正額49千円の減は、B & G北海道大会の担当者会議がオンラインとなったことが主な減額で、使用料及び賃借料11千円、有料道路通行料は、水泳コーチの研修会が、会場の変更に伴い移動がJRから公用車に変更となったことによる計上で、駐車場使用料2千円は、B & G北海道大会に参加した際のホテルの駐車料金の計上となります。

以上、スポーツ課に係わる補正予算の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

●教育長

内容は、町議会第3回定例会に提出される教育費に係る補正予算の町長への申し出についてであります。これから質疑を行います。各課ごとに進めてまいります。

まず、管理課について、質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 続きまして、生涯学習課について、質疑を行います。

- 田辺委員 アッケシソウ試験栽培についてですが、今回の補正予算に計上されているように、本州への視察等も行われるようですが、現在、事業を進めてきた中で、試験栽培の進捗状況と言いますか、現場の状況や課題などありましたら、ご説明いただきたいのですが。

- 生涯学習課長 昨年度で試験栽培地の造成が終了しまして、今年度は春にアッケシソウの種子を播きました。
 現在の状況ですが、試験栽培ですので、造成地に高低差を付けて栽培しているのですが、高い位置の土壌にはほとんどない状況です。
 低い土壌については、まばらではありますが生育している状況にはあります。ただ、密になっている状況にはありません。
 この要因についてですが、造成した栽培地の面積に対して、種の量が少なかったのではないかと考えております。それと、もう一点、要因として、アッケシソウの種は大変小さいもので、種自体が乾燥した状態で播いたことにより、栽培地に自然に流入してくる湖水によって流され、栽培地の端の方に寄ってしまう状況が見られました。ですので、種を播く際には、事前にある程度、種を水に漬けてふやかすですとか、土上に安定させておくですとかする必要のあるのかなと、今回の種を播き、発芽した状況を見て、そういう課題が見えてきました。
 もう一つ、栽培地への鹿の出入りや食害はあまりな

いように感じているのですが、鹿の糞ですとか、そういう影響があるようですので、柵をしております。これにより、鹿の出入りを防ぐことができているので、保護はしっかりできているものと思っております。

厚岸湖の一番奥にアッケシソウの自生地があり、群生して真っ赤になるという状況ではないのですが、まばらな状態ではあるのですが、広く自生している場所があります。この自生地から毎年種を採取しているのですが、今年度は少し多めに採取して、来年度改めて試験栽培地に播いて観察しようかと思っております。

今年については、赤く色づいてもきれいに見えるという状況はちょっと期待できないのですが、来年、再来年と、一応、3年間、試験栽培を実施するという事でおりますので、引き続き、事業を取り進めていきたいと考えております。

●田辺委員 構造的に造成地に問題があるということではないんですね。

●生涯学習課長 今回、試験栽培地の条件として、高低差を設けました。おそらくですが、湖水が流入する時間が長い、短いという違い、それともう一つの条件として、山砂と現地の土という状況にしています。

当初、アッケシソウの生育は砂の方が条件としてよいのではないかと思っていたのですが、種の定着の問題があり、砂地はあまりよくないという状況が見えてきました。

地面の高さも、あまりにも湖水が流入してきて、浸っている時間が長いとあまりよくないように感じるのですが、逆に浸っている時間が短い方が条件が悪い、いわゆる、位置が高い土壌の方が条件が悪いというこ

とがわかってきている状況です。

●教育長 他にありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 続きまして、スポーツ課について、質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第38号「令和5年度に使用する小学校用及び中学校用教科用図書並びに小学校特別支援学級用教科用図書（一般図書）の採択について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をして下さい。

●指導室長 ただいま上程いただきました、議案第38号「令和5年度に使用する小学校用及び中学校用教科用図書並びに小学校特別支援学級用教科用図書（一般図書）の採択について」、その提案理由をご説明いたします。

議案書の8ページをお開き願います。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項、第4項及び第5項、及び同法施行令第14条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

21条第6号の規定により、令和5年度に使用する小学校用及び中学校用教科用図書を採択いたしたく、本案を提出するものです。

また、小学校特別支援学級用教科用図書(一般図書)の採択につきましては、特別支援学級在籍児童の実態に応じた指導をするに当たり、当該学年の教科用図書では対応できないことから、学校教育法附則第9条の規定により一般図書を採択いたしたく、提出するものであります。

各教科で使用する教科用図書については、令和2年度第13地区教科用図書採択協議会において審議され、採択された教科用図書を令和3年から令和6年までの4年間使用することとなります。教科ごとの発行者は議案書8ページ記載のとおりとなっております。

また、小学校特別支援学級用一般図書については、議案書9ページに記載の図書となります。

以上、大変簡単ではありますが、議案第38号の提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議の上、採択いただきますよう、よろしく願いいたします。

●教育長

内容は、令和5年度に小学校及び中学校で使用する教科用図書並びに小学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択についてであります。これから質疑を行います。ありませんか。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第39号「令和4年度全国学力・学習状況調査結果の公表について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をして下さい。

●指導室長 【非公開事件のため省略】

●教育長 内容は、令和4年度全国学力・学習状況調査結果の公表についてであります。これから質疑を行います。

【非公開事件のため省略】

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

(ありませんの声)

●教育長 以上で、本日の会議日程はすべて終了しました。
これをもちまして、第11回厚岸町教育委員会を閉会します。